

【消費生活の窓口から】

住宅用太陽光発電システムに起因した住宅の火災事故にご注意を！

～太陽光パネルの設置形態等によって火災リスクが異なります！～

この度、消費者安全調査委員会において、「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」に係る事故等原因調査の報告書が提出され、消費者庁から同システムを使用している消費者の方への注意点がまとめられました。

日本の住宅用太陽光発電システムの累積設置棟数約 237 万 4700 棟(平成 30 年 10 月 30 日時点)の内、屋根の下地に使われる野地板までの延焼という重大事故は、「屋根置き型」「鋼板等敷設型」「鋼板等付帯型」「鋼板等なし型」という太陽光パネル(太陽電池モジュール)の 4 つある設置形態の中の「鋼板等なし型」で発生しており、注意が必要です。全体の 4.5%に当たる約 10 万 7000 棟がその形態です。

また、モジュールの発火は使用年数 7 年以上の製品で発生、ケーブルの発火は主に施工不良(「鋼板等付帯型」のケーブルの挟み込み等)と推定され、所有者へのアンケート調査では約 7 割が保守点検を実施していないことが分かっています。

＜太陽光パネル(太陽電池モジュール)の設置形態＞

屋根置き型	住宅の屋根材(瓦、スレート、金属屋根等)の上に架台を取り付け、モジュールを設置するタイプ
鋼板等敷設型	屋根材にモジュールが組み込まれているものや、屋根全面にモジュールが設置されているもので、モジュール直下のルーフィング(野地板の上に敷く防水シート)表面に、鋼板等の不燃材料を敷設するタイプ
鋼板等付帯型	裏面に鋼板等の不燃材料を付帯したモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ
鋼板等なし型	裏面に鋼板がないモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ

【アドバイス】

◆所有する製品のモジュールの設置形態を確認しましょう。

- ・「鋼板等なし型」だった場合は他の設置形態へ変更しましょう。

・「鋼板等付帯型」の場合は、ケーブルの挟み込みを防ぎ、ルーフィング上にケーブルを可能な限り敷かない構造に

変更しましょう。

・「地絡検知機能」がない場合は、「地絡検知機能」がある製品へ変更しましょう。

◆住宅用太陽光発電システムを利用して売電を行う場合には、事業者として点検等の義務も併せて負う必要があります。売電の有無に関わらず、定期的に保守点検を行いましょう。

※詳しくは消費者庁ホームページ「[住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等](#)」をご覧ください。

※ご相談、お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3